

徳島県告示第五百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年九月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
土地改良区の事務所 小松島市立江町 立江櫛渕土地改良区	令和二年八月四日
名西郡石井町 麻名用水土地改良区	同 六日
板野郡板野町 松谷土地改良区	同 十二日